

## 第88号議案

独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例及び島根県風致  
地区条例の一部を改正する条例

(独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例の一部改正)

第1条 独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例(平成18年島  
根県条例第66号)の一部を次のように改正する。

題名中「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人森林総合研究所」に改  
める。

第1条中「独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号。以下「法」  
という。)」を「独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号。以  
下「法」という。)附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するもの  
とされた旧機構法(独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成20年法律  
第8号)による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)  
をいう。以下同じ。)(以下「なお効力を有する旧機構法」という。)」に、  
「及び法」を「及びなお効力を有する旧機構法」に改める。

第2条第1項中「独立行政法人緑資源機構(以下「機構」という。)が行う  
法」を「法附則第9条第1項の規定により独立行政法人森林総合研究所(以下  
「研究所」という。)が行う旧機構法」に、「(法)」を「(法附則第9条第1  
項の規定により研究所が行う旧機構法」に、「その他法」を「その他なお効力  
を有する旧機構法」に改める。

第3条第1項中「(法)」を「(法附則第9条第1項の規定により研究所が行  
う旧機構法」に、「、法」を「、なお効力を有する旧機構法」に、「土地の面  
積に対する」を「当該土地の総面積に対する」に改め、同条第2項中「法」を  
「法附則第9条第1項の規定により研究所が行う旧機構法」に改める。

第4条第1項中「、法」を「、法附則第9条第1項の規定により研究所が行  
う旧機構法」に、「機構が法」を「研究所がなお効力を有する旧機構法」に、  
「(法)」を「(なお効力を有する旧機構法」に改め、同項ただし書中「独立行

政法人緑資源機構法施行令（平成15年政令第438号。以下「令」という。）」を「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成20年政令第128号）第3条の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成20年政令第127号）第1条第1号の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法施行令（平成15年政令第438号）（以下「なお効力を有する旧機構法施行令」という。）」に改める。

第5条第1号中「令」を「なお効力を有する旧機構法施行令」に改め、同条第2号中「法」を「なお効力を有する旧機構法」に、「令」を「なお効力を有する旧機構法施行令」に改める。

（島根県風致地区条例の一部改正）

第2条 島根県風致地区条例（昭和45年島根県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。